

小規模な個室ビデオ店等の取扱いについて

令和2年1月
横浜市建築局

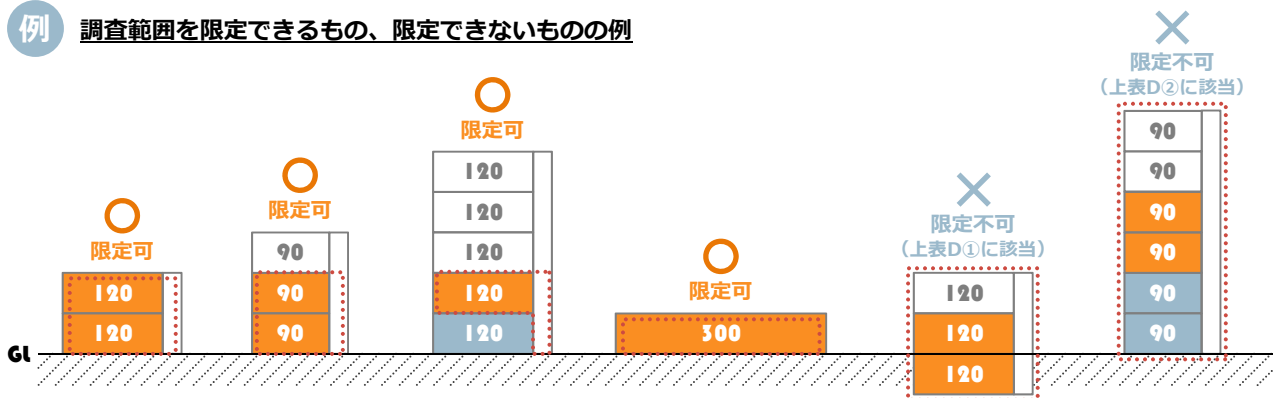
小規模な個室ビデオ店等として調査範囲を限定するものは、以下(1)(2)のいずれの条件も満たすものとします。

- (1) 建築物内の個室ビデオ店等の用途に供する部分が100㎡を超えるもの
(2) 建築物内の以下の表(い)欄に掲げる用途に供する部分が、(ろ)欄に掲げるいずれの規模にも該当しないもの

(い) 用途		(ろ) 対象となる規模 (※1、※2)
A	劇場、映画館、観覧場 (屋外観覧場は除く)	①地階におけるS>100㎡(※4) ②3階以上におけるS>100㎡
	公会堂、演芸場 集会場 (葬祭場、結婚式場等を含む)	③客席部分のS>200㎡ ④劇場、映画館、演芸場の用途に供し、主階が1階にないものでS>100㎡(※4)
B	病院、診療所、介護老人保健施設等 (患者の収容施設があるものに限る)	①地階におけるS>100㎡(※4) ②3階以上におけるS>100㎡
	ホテル、旅館	③2階におけるS≥300㎡
C (※3)	博物館、美術館、図書館	①3階以上におけるS>100㎡
	スポーツの練習場、体育館、ボウリング場 スキー場、スケート場、水泳場	②S≥2000㎡
D	物販店、百貨店、マーケット 展示場、遊技場 (個室ビデオ店等を含む: ※5)	①地階におけるS>100㎡(※4) ②3階以上におけるS>100㎡
	飲食店、料理店、キャバレー、ナイトクラブ カフェー、バー、ダンスホール、待合、公衆浴場 勝馬投票券発売所、場外車券売場、場外勝舟投票券発売所	③2階におけるS≥500㎡ ④S≥3000㎡
E	児童福祉施設等 (入所者のための宿泊施設を有する児童福祉施設や老人ホームなど)	①地階におけるS>100㎡(※4) ②3階以上におけるS>100㎡
	サービス付き高齢者向け住宅 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム	③2階におけるS≥300㎡
F	複合用途建築物	①地階におけるS>100㎡(※4) ②3階以上におけるS>100㎡
	(この表に掲げる2以上の用途に供するもの)	③2階におけるS≥500㎡ ④S≥3000㎡

- ※1: 表中Sは「当該用途に供する部分の床面積の合計」を指す。なお、「用途に供する部分」には各居室のほか、廊下、倉庫、事務室等、その用途に係る部分を含む。
 ※2: 対象用途が避難階のみにあるものは対象としない。
 ※3: 学校に附属する施設を除く。
 ※4: 建築物全体の建築基準法別表第1 (い) 欄に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が200㎡以下であり、かつ、建築物全体の階数が2以下であるものを除く。
 ※5: 個室ビデオ店等は、表(い)欄D項に掲げる遊技場に類する用途の一つであるため、個室ビデオ店等の用途に供する部分が同(ろ)欄に掲げる規模の条件を満たす場合は、調査範囲を限定することができません。

例 調査範囲を限定できるもの、限定できないものの例



凡例

- 床面積 (㎡)
 共用部分 (階段等)
 個室ビデオ店等の用途に供する階
 表(い)欄に掲げる用途に供する階 (物販店、飲食店など)
 それ以外の用途に供する階 (事務所、住居など)
- 調査範囲を限定できる建築物
 × 調査範囲を限定できない建築物
 調査を行う必要がある範囲